

(第一類 第四号)

第二十四回国会
衆議院

外務委員會議録 第十号

(一七六)

昭和三十一年二月二十二日(水曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 前尾繁三郎君

副委員長 石坂 繁君

理事 須磨彌吉郎君

理事 山本 利壽君

菊池 義郎君

大西 正道君

田中 稔男君

森島 守人君

出席國務大臣

出席政府委員

防衛庁長官 林 一夫君

防衛庁次官 久保 龜夫君

防衛庁参事官 森下 國雄君

外務事務次官 島津 久大君

外務省参事官 中川 進君

外務省参事官 法眼 晋作君

外務省参事官 中川 融君

外務省参事官 千葉 皓君

外務省参事官 湯川 盛夫君

外務省参事官 下田 武三君

外務省参事官 河崎 一郎君

外務省参事官 田中 三男君

委員外の出席者

大蔵事務官(主 山下 武利君

税務事務官(主 山下 武利君

税務事務官(主 山下 武利君

税務事務官(主 山下 武利君

税務事務官(主 山下 武利君

税務事務官(主 山下 武利君

税務事務官(主 山下 武利君

税務事務官(主 山下 武利君

税務事務官(主 山下 武利君

税務事務官(主 山下 武利君

税務事務官(主 山下 武利君

税務事務官(主 山下 武利君

税務事務官(主 山下 武利君

税務事務官(主 山下 武利君

大蔵事務官(管財局長) 岩動 道行君

大蔵事務官(管財局長) 清原 謙三君

大蔵事務官(管財局長) 江上 清彦君

大蔵事務官(管財局長) 專門員 佐藤 敏人君

大蔵事務官(管財局長) 專門員 佐藤 敏人君

大蔵事務官(管財局長) 專門員 佐藤 敏人君

大蔵事務官(管財局長) 專門員 佐藤 敏人君

大蔵事務官(管財局長) 專門員 佐藤 敏人君

大蔵事務官(管財局長) 專門員 佐藤 敏人君

大蔵事務官(管財局長) 專門員 佐藤 敏人君

大蔵事務官(管財局長) 專門員 佐藤 敏人君

大蔵事務官(管財局長) 專門員 佐藤 敏人君

大蔵事務官(管財局長) 專門員 佐藤 敏人君

大蔵事務官(管財局長) 專門員 佐藤 敏人君

大蔵事務官(管財局長) 專門員 佐藤 敏人君

大蔵事務官(管財局長) 專門員 佐藤 敏人君

大蔵事務官(管財局長) 專門員 佐藤 敏人君

大蔵事務官(管財局長) 專門員 佐藤 敏人君

大蔵事務官(管財局長) 專門員 佐藤 敏人君

大蔵事務官(管財局長) 專門員 佐藤 敏人君

大蔵事務官(管財局長) 專門員 佐藤 敏人君

大蔵事務官(管財局長) 專門員 佐藤 敏人君

大蔵事務官(管財局長) 專門員 佐藤 敏人君

大蔵事務官(管財局長) 專門員 佐藤 敏人君

大蔵事務官(管財局長) 專門員 佐藤 敏人君

大蔵事務官(管財局長) 專門員 佐藤 敏人君

大蔵事務官(管財局長) 專門員 佐藤 敏人君

大蔵事務官(管財局長) 專門員 佐藤 敏人君

大蔵事務官(管財局長) 專門員 佐藤 敏人君

大蔵事務官(管財局長) 專門員 佐藤 敏人君

大蔵事務官(管財局長) 專門員 佐藤 敏人君

大蔵事務官(管財局長) 專門員 佐藤 敏人君

大蔵事務官(管財局長) 專門員 佐藤 敏人君

大蔵事務官(管財局長) 專門員 佐藤 敏人君

大蔵事務官(管財局長) 專門員 佐藤 敏人君

大蔵事務官(管財局長) 專門員 佐藤 敏人君

大蔵事務官(管財局長) 專門員 佐藤 敏人君

大蔵事務官(管財局長) 專門員 佐藤 敏人君

大蔵事務官(管財局長) 專門員 佐藤 敏人君

法律案について質疑の通告がありま

す。それを片づけて順次その他の議

題に移ることといたします。櫻積七

郎君。

○櫻積委員 在外公館の名称並びに設

置についてちょっとお尋ねしたいと思

います。こういう問題は客観的に考え

てみまして、その地の実情から見ても

ういう名称の公館を置くことが適当で

あるか、やや適当を失うかという

適、不適の程度の問題だと思つてい

ます。従つて私は今度設置される特にA

A地区の各国の実情というものを、こ

らに視察したこともありませんが、こ

ろ多くの質問をいたしました。この

ほかには、公館の設置すること

が適当であると思つたような地区が

あるように思つております。それで

はごく少い地区でありますし、おそ

くは予算の関係もあると思つたが、

最初に外務省が立案された新年度の在

外公館の引き上げまたは新設の地区の

計画というものを説明してもらいた

い。そうしてそれが、私の想像では、

おそくは大蔵省との予算折衝の過程

においてこういうふうにしはられてき

たと思つたが、どういふ理由によつ

てこういうふうにしはられてきたの

か、その客観性が果してあるのかど

うか、妥当性があるのかどうか、その間

の経緯を説明してもらいたいと思つ

ます。これが第一点のお尋ねです。

それからもう一つは、そういう予算

のワケがきめられた場合においても、

兼任の形で他の設置を考慮すべき適

当な地域があるのじゃないか、という

ことで考えれば予算の窮乏なワケの中

においてこのほかに看板を掲げる可

能性があり、またそれをやった方が日

本の経済的、文化的な交流の利益のた

めにいいのではないかと思つたところ

があるのではないかと。そういう

ことをそちらから一つ積極的に率直

に説明をしてわれわれに了解を求めて

もらいたいと思つています。

○島津政府委員 最後的には今回提案

になりましたような公使館、領事館の

新設にとどまっておりますが、その間

におきまして部内で研究いたしました

段階では、新設をいたしたいという個

所が四十個所くらい出ております。一

記憶はいたしておりませんが、これ

はごく率直に申し上げて関係の局課か

ら出て参りました希望でございます。

それをいろいろ研究いたしました。大

蔵省と相談をいたしましたときの数が

十四館でございます。その十四館につ

きまして財政上の見地その他から種々

折衝いたしました。その最後の結論

が今回提案いたしましたような程度にな

つておるわけでございます。これは、一

つの公館を設置いたしますと当然館長

館員に関する人件費が伴つて参ります

し、その間の運営に必要なあらゆる経

費が出て参るわけでございます。私た

ち外務省だけの立場から申しますと、

それこそ四十でも五十でもまだ足りな

いくらいに考えておりますが、国全体

の財政上の見地ともならみ合せまし

て、結局そのようになった次第でござ

います。

東南アジア地域の公館新設にもう少

し重点を置いたらどうかというよう

な御質問が先般来ございました。その

時もお答えをいたしましたのでござい

ますが、よその国のことばかり出して

かと思つて、これは一例でござい

ます。よその国で在外公館をどの程

度持つておるかというのをちよつと御

考までに申し上げておきますが、アメ

リカの在外公館の数が二百七十一館、

イギリスが四百五十三館、フランスが

二百二十七館、ドイツが百三十四館、

イタリアが三百五十五館、スペインが

四十館、インドもすでに九十五館とい

うところまで来ております。それに對

しまして日本は八十という程度でござ

います。人員もまた非常に貧弱でござ

います。しかしこれは外交再開後まだ

日も浅いことでございますので、漸次

増館をいたしていくほかはないとい

う程度であります。

それから人員は、アメリカが六千五

百七十三人、英國が千八百七十一人、

フランスが九百四十九人、ドイツが二

千六百一人、イタリアが九百七十七人、

インドが六百人、スペインが四百四十

人、日本が五百五十二人でございま

す。それから先ほど申しましたような事

情で、新設の予算がとれませんところ

で、しかも何とか国交を開きたいとい

うところが今回の法律上だけで設置す

るというところになった個所でござい

ます。すなわちハイチの公使館、エク

ア

ア

ア

ア

ア

ア

ア

ア

ア

ア

ア

ア

ア

第一類第四号 外務委員會議録第十号 昭和三十一年二月二十二日

ドルの公使館、サウジ・アラビアの公使館、ジョルダンの公使館、スーダンの公使館、こういうものは予算の手当がございせんので、まず兼任で国交を回復して、国交を設定いたしまして臨時出張して事務を処理するということを考えております。

○種積委員 今尋ねた中で初めの四十館をだんだんしぼっていったら、しぼった結果を重要度に従ってランキングを外務省でつけていったと思いますが、ナンバー一からナンバー四十までナンバーをつけていったとすれば、最後に生き残った公館は外務省の判断によるナンバー通りにしておりますか、あるいは必ずしもそうではなくて、他の政治的または因縁情実等からんで、外務省から見れば必ずしも重要でないものが上の方へ入つてみたり、学生でいけば不正入学というものが多少あつたのではないかと思うのです、あり得るのですよ。日本の政党の政治性が低いからで、官僚の諸君は客観性を持っておることが政党よりはるかにやすすぐれたところなのですが、そういう点はむしろ抹殺して不正入学が行われたのではないかということをときどきわれわれ予算の編成については心配するのだが、率直に一つ官房長おっしゃって下さい。外務省の重要度で作ったランキング通りに通ったか通らなかつたか。通らないなら通らないで、われわれはものを公平客観的に見る能力を持っておりますから、重要なものは早く通らすように努力をしなければならぬから包み隠さずに言つて下さい、不正入学があつたかどうか。

○島津政府委員 四十何カ所から十四館にしぼりましたときにはいろいろな要素がございまして、また相手国の事情もございしますものだから一から四十まではつきりした順序は実はつけていなかつたわけでございます。十四までしぼりましたが、この十四の中も一から十四まで序列は正確につけられなかつたようなわけでありまして。これは実はつけたことはつけないのです、いろいろな要素がございまして、十四のうちで結局五館にしぼつたのでございまして。これは大体われわれが希望しておるところが通つております。不正入学と称すべきものはございしません。

○種積委員 あと外務省のランキングからいけばぜひ通したいと思つたのは幾つあつたのですか。さっきの四十館というのは関係局課から出てきたものをそのまゝのみにしたもので、十四にしぼつたのは大蔵省がしぼつたのであつて外務省がしぼつたのではない、だから生き残つたものは……。

○島津政府委員 十四は外務省でしぼつた数でございまして。その中の序列はつけておりません。

○種積委員 五つ残すとすれば完全にその妥当性は欠いていないということですね。

○島津政府委員 そういうことです。

○種積委員 あとはあまり急ぐ必要はないということですね。予算の許す範囲内でやつていいことであつて、特に五の中で同等のランキングにあつたものがあつたか九つ漏れたということではなくて、大體主観的に言えば満足しているということなのでしょうから、あとはあまり急ぐ必要はないということですね。

○島津政府委員 それはまた別問題でございまして、毎年……。

○種積委員 ランキングの重要度を私は聞いているのですよ。四十の中のランキングを必ずしもつけなかつたとおしやるけれども、それにしても官房長の手元で審査をして——省内においても主観的にはランキングはつきますよ、われわれがあらゆる要求を出すときでもそうです。労働争議の要求だつてどうしても通さなければ困るものと、これは便乗しておけというものがある。ものにはランキングがちゃんとありますよ。だからモスト・インポートだけのを出して生き残つたので満足しておる、こういうことならば次の六番目から十四までは大體それほど必要ではない。次の重要性を持つたものかどうかということだから、予算に無理をして通す必要はないという結論になるのか、こぼれましたあとの九つも、大體重要度においては生き残つた五つと何ら区別なしに同様の重要性を外務省としては認識しておられるのかどうか、それを聞いておるのです。

○島津政府委員 今最後のお言葉でよくわかりましたが、一から十四まで正確な順位は実はつけられなかつた実情でございまして、ですからできるだけ何とかこの十四館全部そろえて入れてもらいたいのがわれわれの計画であつたのであります。しかしいろいろの理由で結局五館くらいということにしぼられましたので、それではこの十四の中から五館をどうピックアップするか、これは非常に苦慮をいたしたわけでありまして。移民という関係から参りますとこういうところがいい、経済関係から参りますとこういうところを入りたいといういろいろの要請があるの

であります。そこで現状から考えまして、今回はこの五館にとどめたい。やむを得ず五館にとどまつたわけでございます。自余の公館の重要度も決して劣らぬわけでありまして。従いまして来年度はまたそれを再び検討いたしまして新設に極力努力をいたしたい。漏れましたのが重要でないというわけでは決まらなかつたのでございまして。しかし一方初めに御質問ございましたような必要のないものが入つてしまつたという事実もまたございせん。現状においてはやむを得ないと思つておる次第でございまして。

○北澤委員 関連して。今回の在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案であります、これによりまして、中南米方面に對しましては、外務省の方におきましては重点を置かれまして、パラグアイの日本公使館の新設ということになつたわけでありまして、御承知のように中南米諸国は日本の貿易の振興の見地から申しましても、また日本の海外移住を推進するという見地から申しましても、ますます重要度を加えておるわけでございます。それで中南米諸国を見ますと、各国とも大使を送つておりまして、公使を送つておる国は少いのであります。特に中南米の諸国のようなあつた国民性のところでは、非常に形式を重んずるのことが多いのであります、公使よりも大使を希望する国が多いのであります。それからまた公使と大使とはいろいろの仕事の関係なんかについても問題がありまして、たとえばチリーに行つておる日本の成田公使の話を聞きますと、公使としては成田君が一番先任であるにもかかわら

ず、よそから大使が行つておる。そうすると外務大臣に面会を申し込んで、順序として大使が先になつて公使はずつと待たされるということ、ただ公使であるために仕事が非常にやりにくいという面も相当あるのでございまして。外務省におきまして、前回の在外公館の問題の場合には、東南アジア諸国に對する日本の在外代表者は、全部公使から大使に昇格したのであります、私はこの次はぜひとも中南米に對する日本の代表者は、できれば全部大使にしてみたい。公使を大使にしましても大へんな予算を伴うわけではないのでありますから、そういう仕事の便宜、いろいろの面を考へて、中南米に對する日本の代表者は、一つ全部大使にするようにぜひ政府の御考慮を促したい、こう思うのであります。政務次官のお考えを伺いたしたいと思います。

○森下政府委員 仰せのように中南米におきましては、わずかにメキシコとブラジルとアルゼンチンだけが大使でございまして、他の十四カ所は公使でございまして。経済外交を打ち出しておる政府としましては、これらに對しましていろいろの情勢からぜひとも大使にしたいという考えを持つて、極力そういう方面に進めておるのでございまして。ただいま仰せの通り、中南米には一つぜひ大使をもつて拡充したい、そういう考えでおります。

○前尾委員長 岡田春夫君。

○岡田委員 大蔵省の人は見えておりますか。実はきのう在外公館の一部改正の問題に關連して、文化交流の問題についていろいろ質問したわけですが、それに関連して最近文化交流の一

番重要な問題になっておる映画の問題について二、三伺いたいと思つたのですが、あなたの方でお見えにならなかつたので、きょう重ねて伺ひするわけですが。

問題点は二つあるわけですが。外国輸入映画の割当の問題と、もう一つはわゆる興行映画ではない、大使館で扱っている非興行映画のフィルム、このフィルムの扱い方、特にアメリカの大使館が扱っておる扱い方と、アメリカ以外の大使館の扱っている扱い方と非常に不均衡がある。この二点について伺ひたいと思つておるわけでありまして。ですからそのおつもりで一つお願いします。税関部長お見えですね。税関部長さんの方には大使館用フィルムの方をあとで伺ひたいと思ひます。と申しますのは、税関局長がちょっと急いでおりますので、興行映画の方を先にやります。

それでは税関局長にお伺ひしたいのですが、第一点は、本年度まだ最終的に決定されておませんが、概数でもけっこうです。外国の輸入映画の割当、地域別に大体ドル地域、ポンド地域、オープン・アカウント地域と三つになつておると思うのですが、その実績と、それから日本におけるアメリカ系の商社と純粋の日本の商社と二つに分けて、大体どういふふうな輸入の実績になつておるか、この点をまず伺ひたいと思ひます。

○江上説明員 局長がちょっと風邪のため休んでおりますので、私から申し上げます。最初に本年度の割当本数でございまして、大体これを三つの地域に分けております。まず基本割当と予備割当と二つがございまして、基本割

当につきましては、ドル地域百二十二本、スターリング地域十六本、オープン・アカウント地域二十六本、計百六十四本が昭和三十年度の割当でございまして、予備割当につきましては優秀映画のボーナス用、これは毎年各社の自信のある作品を出させまして、それを審査して、芸術的、文化的に優秀と認められるものについては追加割当をやる。そういうことでこれは国別、地域別はございせん。これが六本。それから日本映画の輸出のボーナス用、これは日本映画の輸出をある金額以上達成した会社に対しては、ほうびとして割当をやる。これが十本、合計十六本、總計で百八十本でございまして。

次に第二にお尋ねの点のアメリカ系の商社とそれ以外の独立商社、それにつきましては大体ドル地域の割当のうち約百本が、いわゆる米国のメジャーと称する十社の支社ないしは現地法人の割当でございまして、それ以外が独立系の商社でございまして、それからその他の地域につきましては大部分日本系の商社でございまして、中にイタリアに一つと英国に一つと外国系の商社があります。

○岡田委員 これは映画の割当が大へんおかれておるようですが、割当の方法等についていろいろ従来の方法を變えるというふうな話も聞いているわけでありまして。たとえば本数制限じゃなくて、為替の制限というふうな方法を聞いておるのです。それからもう一つは、御承知のように去年貿易が非常によくなつておりますから、ことしはその貿易の關係でドルのワケを相当ふやしてもいいのじゃないかという意見もあるようですが、大体ことしの割当

についてどういふ方針で臨まれているか、そしてそれが決定されるのは大体いつごろの時期をお考えになつておるか、こういう点を一つ伺ひたい。

○江上説明員 昭和三十一年度の方針につきましては御指摘のようにまだ決定いたしておりません。これは例年に比して特におかれておるわけではなく、昨年も一昨年も同様割当の決定したのは三月の二十日過ぎになつております。これはどういふ關係かといひますと、映画の割当をきめる前提となる外国為替予算についてきまるのが三月末ぎりぎりになりますから、その予算がきまらないと映画の割当方針も従つてきまらないという事情で、現在まだ割当方針については白紙の状態であります。次に割当方針のきめ方でありまして、一昨年度から外国映画輸入委員会というものを大蔵省の諮問機關として設けまして、その委員会に割当方針に關する諮問をいたしまして、その答申を待つて大体その線に沿つてきめておる。その委員会の開催は大体三月に入つてからほとんど二、三日置きに入つてからというふうな御承知いたしたいと思います。本年度につきましても外国映画輸入委員会というものは名称を變へまして、外国映画連絡協議会という形でやつていきたい。これは委員会等の整理に關する措置の關係でございまして、それによつてやつていきたい。それから本年度の方針につきましても、關係各方面からいろいろな案が突は出ておまして、これらについても慎重検討中でございますが、そういう案もすべてその協議会に御披露いたしまして、こういう案の長所をそれそ

れ取り入れてきめていきたい、こういうふうな考へております。

○岡田委員 この場合一つ伺ひたいのは、無為替の場合、こういう場合にはどういふ扱いになつておりますか。

○江上説明員 無為替で外国映画を輸入するといふ問題につきましても、従来これを原則としては認めておらないわけでありまして。建前から言へば、外貨を伴わないのだからいいではないかという意見も当然成り立ち得るわけですが、入つてくると予想される本数が、過去においても現在三百本くらいあるように聞いておまして、それを入れますと映画界全体の混乱を招くわけでありまして、無為替がほんとうに外貨を伴わないかどうか、その裏道のいろいろな操作も懸念されますので、原則として成規の割当以外のものは認めない、こういう方針をとつております。

ただし文化教育映画等につきましては、特に外務省等からこれは必要があるといふようなものにつきましてもは考慮する場合もございまして。

○岡田委員 映画の割当というものの趣旨は、いわゆる外国の為替をあまり使わないといふことが、基本の趣旨として割り当られておるものであるとわれわれは解釈しておるのだが、そういう点では無為替にいろいろな、たとえばそういう事情があつたところで、建前としては無為替といふものはそういう混乱を与えないといふ趣旨から見れば、これは入れないという原則を立てることはむしろ間違ひではないか、こういうふうなわれわれは考へるのだから、こういう点ちょっと矛盾している

と思うのですが、もう少し伺ひたい。

○江上説明員 今申し上げましたことに少し誤解を招く点もあるので訂正かたがた申し上げたいと思ひますが、無為替に二種類ありまして、一つはほんとうに向うから好意的に寄贈されて、これは特に關係の方に見せてもらいたい、こういう趣旨のもの、興行用、要するに全国の興行館にかけて収益をあげるための映画、この二種類がございまして。前者につきましてはこれを認めております。ただしその場合にこれを興行用に使わない、こういう条件をつけて無為替を認めておまして、現にそういう趣旨で入つておる映画はたくさんあるわけでございます。私が原則として認めておらないと言つたのは、興行用を使用する目的で入れられる映画といふものについては認めない、こういった趣旨でございまして訂正いたします。

○岡田委員 もう少し問題を深めて参りますが、私がどうしてもわからない点が一つあるのですけれども、この二年ばかり前から決定された地域別の割当方法で、ドル地域それからポンド地域、オープン・アカウント地域の三つになつておるわけですが、ところがこのドル地域の中にアメリカが入るのはこれは当然です。あるいはドル關係地域が入るのは当然だと思ひます。これは大蔵省としても通産省の通念としても当然だと思ひますが、本来ドル地域でないと考へられるところをドル地域に入れることによつて、むしろ輸入を抑えるための便法としてそういう方法をとっているように考へられる。というのはドル地域の中にソビエトを入れている、あるいは中国を入れている、そ

の他人民民主主義国をドル地域の中に入れていくという理由がわれわれにはわからない。きのうこの点を質問したのだが、今までの日本政府の態度というものは、米ソ両陣営の対立というように考えられておるのだが、映画に關してだけは平和共存でやろうという江上さんの非常な心の配慮があつてドル地域に入れたのかどうかは知らぬけれども、仲よくやりましようと言つて入れたのかもしれないが、しかし事實はそういう方法によつてソビエトの映画を入れないような結果になつてゐると私は考へる。なぜならば先ほどのあなたの御説明のようにドル地域の百二十本のうち、百本まではアメリカの商社が入れてゐる。百本入れているとするならば、これはアメリカの商社はアメリカの映画を買わないで、ソビエトの「ロメオとジュリエット物語」の方がいいから「ロメオとジュリエット物語」の方を買ひましようなどという、そんな道義のない商社なんかどこにもありませんよ。とするならばドル地域の中にソビエトその他の国々を入れたことによつて、事實上ソビエトのフィルムを入らせないような方向に持つていくとしておるのではないかと私には考へられるのだが、一体どういふわけであらうその他の人民民主主義国をドル地域に入れてゐるのか。しかもその決済方法をみるとドル地域に入れるが決済はポンドでもかまわないというようなきめ方をしてゐるようです。このこと自体だつて非常におかしいと思う。中国の場合は從來あなたも御承知のように、為替の決済は大体ポンドです。中国を入れるとするならばポンド地域に入れるならまだわかるけれども、こ

れすらもドルに入れてゐるという理由は一切どこにあるのか、そういう点をお伺いしたいと思ひます。

○江上説明員 ただいま御指摘の点に關しましては、御指摘のように中国及びソ連については現実の決済は大体ポンドで行われております。しかし現在の為替管理法では、これは映画だけに於いては、あらゆる物資の輸出入に於いては、現在の為替管理法制定以來ソ連及び中国はドル地域として扱われてゐる。映画は別に何ら特別の意圖なく、その一般の為替管理法の通念に従つてきめております。しかばこのきめ方がいかどうかについてはいろいろ御議論もあると思ひます。私自身もポンドが通常の決済通貨である以上は非常におかしい点があると思ひますが、しかしこれは特に映画について特別の意圖をもつてきめたことではない。従つてこれをきめることについては、通産省、大蔵省両省共同して研究しなければならぬ問題だと思つておられますが、何ら特別のそういう政治的意圖はないということだけは、はっきり申し上げたいと思ひます。

○岡田委員 大体要旨はわかりましたけれども、そのこと自体非常に不自然だと思ふのです。その他のものの扱いなどは共産圏貿易ということで別な扱いをしておきながら、アメリカの商社が独占してゐる映画の面においても、こういう格好で事實上ソビエトのフィルムを入らせないようになつてゐるという点は、あなた自身も十分御認識を願つて、機会のあるごとにこういう点については改められるように御努力をお願いしておきます。

それから本年度の実績を通じてわかることは、やはり從來の実績を基礎にしてこういう割当を行つてきたのじやないか。ことにメージャー系が百本あるというところは、あなたも御承知のように、いわゆる占領軍という名称でアメリカは積極的にアメリカの映画を入れるための援助をした。いろいろな検閲までした。ほかのフィルムを入れさせないようにした。こういうようなことでアメリカの映画だけが独占した。その結果実績主義に立つてゐる限りにおいては、これはもういつまでたつてもアメリカの独占が続くというやうな結果になることは目に見えてゐるわけですね。そうするとこの実績主義については、何らかの変更をここで加えない限りにおいては、先ほどあなたの御説明の通りには、アメリカの商社が百本を独占してゐることによつて、日本の商社、日本の産業あるいは貿易の面においては、ほとんど窮乏してゐる。日本の政府として日本の産業、貿易を考へるならば、こういう実績主義を變更しなければならぬと思ふのだ。が、こういう点については、いかにお考へになつてゐるか。

○江上説明員 ただいま御指摘のやうに、現在の業者別の割当基準は実績を基準として行なつておられます。その実績主義についてはいろいろ御批判もあると思ひます。大きい商社はますます大きくなるが、小さい商社はだんだん細つていく。この点は御指摘のやうな傾向にあることはいなみたいてい事實だろつと思ひます。これにかわるべき方法について、もちろんいろいろの考へ方方々あり得ると思ひますが、なかなかきめ手が無いといふことと、前年度まで一これは占領時代から大体こういう方式を踏襲してゐるわけでごさいます。そういう実績によつて毎年きめられるといふことで、各商社は実績を上げるために非常に努力してゐるわけですね。それに急激なる変更を与えるといふことは、非常に混乱を招くといふおそれもあり得るわけ、やむを得ず現在の方式をやつてゐるわけでごさいます。が、これにかわるべきいい方法、しかも過渡期における混乱を避けるための適切な処置等が見えなければ、修正することは当然考慮されるべき問題だといふふうに考へておられます。

それから現在の実績のやり方でありますが、これは過去の割当実績という意味ではございませぬので、割当本数の実績ももちろん入りますが、それと前年中に上げた配給収入の実績、これとの比率、この両者の比率を足して二で割つたといふのでややこしいのですが、割当本数の実績によると割当が固定化して、毎年十本の割当をもちつた業者は毎年十本もちうといふことになつてゐる。その年の成績によつて變つていくといふ方法をとつておるわけでごさいます。ただその配給収入といふのを入れますと、結局お客のたくさん入つた映画をとつた者は、次の年に多くもらえろという結果になるのはいなみたいていことで、この方法は是非についても当然御議論があると思ひますが、御存じのように、映画の割当は大へん微妙な各業者の利害対立がある問題でありまして、数字的に明確な基準で割り当てないで行政官庁の裁量によつて割り当てることが、いろいろな問題を招く原因となりますので、われわれとしては、はっきり数字の上に現われる資料を基準として割り当ててゐるわけでごさいます。もちろんこの割当方法が一番よいと信じてゐるわけではございませぬので、よいお考へがありましたら、いつでも承つてよいと思つておられます。外国映画輸入委員会でも十分検討する用意があるといふことを申し上げます。

○岡田委員 それでは私具體的に言ひましよう。アメリカのメージャー系を全部やめるのが一番簡単な方法です。あなたは実績主義、実績主義と言つて過渡期であるからと言ふが、戦争が済んで十年たつてゐるのです。まだ過渡期だといふ大蔵省の御認識かどうか知らぬが、今この段階になつて、過渡期であるから割当を變更せられぬと言つてゐることは、あなた自身も認められるように、客觀的にはアメリカの大資本のメージャー系を百八十本のうち百本も認めるということとを認めることなんだ。日本の大蔵省であるならば、日本の映画産業あるいは日本の貿易に重点を置いて考へるのは当りまえではないか。それにもかかわらずよい案があればお聞かせ願ひたいとおつしやるならば、從來のメージャー系を中心にする実績主義をおやめになることだと申し上げたい。そういう從來の実績主

義をやめて、日本の産業を中心にした割当方式をお考えになったら、簡単にできると私は思う。こういう点を一つ具体的にお考えいただきたいと思う。従来の方法にとらわれてそういうことをお話しになることは私は了承できません。

第二の問題としては、そういう実績主義の結果として、日本の産業貿易については非常に少なくなっているのは御承知の通りですが、こうなってくるとこれに対して具体的に優秀映画の割当制あるいはボーナス制、こういう面もそういう面から考えられたものではないかと思ひますが、この優秀映画というものは、一体国内の優秀映画を意味するのか、国際映画を意味するのか、こういう点がわからないので、何っておきたいと思ひます。

○江上説明員 第一のアメリカ系商社の割当が多過ぎるからこれをやめろという御意見に對しましては、数字を見ると大体そうお考えになるのも無理ないと思ひますが、各国、ヨーロッパのどの国におきましても、アメリカ映画は日本よりよい入っております。しかもメジャー系の商社で一番輸入本数の多いのは日本であるというのが実情でありまして、アメリカ側から日本だけなせアメリカ映画を虐待するのだという苦情を再々受けているという実情であります。現在たとえばフランスなどは、アメリカ映画のために自国映画は危機に瀕しているというので非常に問題になっている状態でありまして、私は各国に比べて日本が特に米側に就いておられるというふうには現在考えておりません。現在日本映画と外国映画とは、本数からいうと日

本映画は倍以上出ております。配給数量から申しますとほぼ六五%で、アメリカ以外の各国の映画界では、アメリカ映画に對抗してがんばっているのは日本だけではないかというふうな印象さえむしろ持つておるのでありまして、米國に對する割当方式を再考慮する問題についてはもちろん十分研究いたしますけれども、ただいまおっしゃったように、特に日本がアメリカを不当に優遇しておるといふようなことは現在ないというふうには私としては考えております。

次に第二の優秀映画の点でございますが、これは先ほど言いましたように、基本割当というものが配給収入を基本としているので、いわば日本の業者がもうかる映画ばかり入れる、そうすれば次の年度の割当がふえる、そういうことになる傾向をおそれまして、それに対する調整策として考え出したものでありまして、その優秀という基準は非常に広い、いわゆる単に教育的価値があるということばかりでなくて、それも含め、芸術的にすぐれた映画という観点から審査いたしております。審査員の顔ぶれをごらんになっても大体どういふあれかおわかりになると思ひますが、文藝者、音楽家、映画批評家は二人入っておりますが、大部分は文藝者、それから文化評論家、音楽家、画家、こういう人たちに見ていただいております。そういういろいろな観点から見て、すぐれた映画に對してボーナスを与える、こういうシステムをとっております。これによって映画の質を少しでもよくする、いい映画を入れるように業者が努力する、こういう傾向を少しでも助長しようとい

う考えから出ております。

○岡田委員 前段の方の第一の問題、これは外国と比べれば必ずしも多くない、それによつて日本の映画産業というものは圧迫をされておらないといふけれども、これは事実において圧迫されておる。アメリカの映画がどんどん入つてきて、特にワイド・スクリーンになり、シネマスコープが入つてくると、日本の映画がどんどん圧迫されておるの事実です。そういう事実を、外国ほど圧迫されてないからいいじゃないかという話では、話が通らないと思ひます。やはり日本の大蔵省であり、日本の大蔵省の役人である限りにおいて、日本の産業のことを考えないで、外国ほどに圧迫されておらないからまあいいんだというふうなことで、この映画の割当をやられるということなら、われわれ迷惑千万だと思ひます。しかもいい映画でも入つてきているならいいんだ。ところがきのうも話したように、西部劇をやつて、そうして人種の差別待遇を盛んにやるような黒人を殺して喜んでいふような映画をどんどん入れさせて、あるいは「暴力教室」のような学校で子供が先生を傷つけるようなことを奨励するような映画を入れることで、これでいいんだというふうなことで、私は話がわからないと思ひます。こういうことでは、もっと割当方法の根本にさかのぼつて、アメリカの実績主義という点について根本的に再検討願ひなければならぬ。話に聞くとそこところによると、この実績主義を變更しようとする、アメリカの大蔵省がいつも騒ぎ回すそうです。おそらくあなたの大蔵省あたりで對しても、アリソン大使が圧力をかけているのじゃないかと

思ひます。ということは、映画資本がアメリカの議會において非常に大きな力を持つておる、そういうことでアリソン大使がしゃべつて盛んに日本の大蔵省に對してアメリカ映画をどんどん入れさせる、そうして西部劇や「暴力教室」を日本人に見せるといふような格好で、日本の子供たちや國民をアメリカのそういうような誤まつた文化によつて、だましていくというふうな政策に從属する結果になると私は思ひます。こういう点では、何といつても実績主義というものを根本的に再検討しなければならぬと私は思ひます。

それから第二の点は、最優秀映画のボーナス制という点については、先ほどのお話を聞いておるとちよつと不明確な感じが、それで私何つたのですけれども、日本の優秀映画を選定して、その優秀映画によつてこの会社は優秀映画を作つた、それだからお前のところにボーナス制で一本上げましょう、こういうことになる、この会社は必ずしもたとえばグランプリのいい映画を入れるということじゃなくて、これはもうかるだろうというふうな西部劇を入れてくる可能性があると思ひます。世界的な優秀な映画を入れなさいということではなくて、日本の国内の優秀映画を指定して、それを作つた会社にはボーナスを上げましょうということでは、あなた自身は文化的にすぐれた映画を入れるつもりでも、そういうことにならないで、西部劇が相変わらず入つてくることになるのではないかと、こういうことをお伺ひしている。

第三は、その優秀映画の選考委員会というものは、文藝者その他いろいろ入つておられるようですが、御承知のよ

うに外務省に國際文化活動をやつてい

る所管の局があります。こういう所管の局とも十分御連絡の上で、そういう優秀映画の選定の委員会をお作りになつておられるのであらうと思ひますが、そういう文化政策の面について十分な連絡の上でおやりになつておられるのか、この点も何つておきたいと思ひます。

○江上説明員 第一の、アメリカの実績主義という点をしきりに言われま

すけれども、アメリカの実績主義ではなくて、これは全地域についてやつて

いる。地域別までその実績を全部入れ

ますと、アメリカの比率が非常に多くなつて、ほかのヨーロッパは減つてい

くわけですが、これはアメリカ映画も

一律に減らしている。たとえば昭和二十

七年度の全体の輸入本数は二百八十

本、それを全体として百八十本に切つ

たときには、アメリカもその比率が減

らして、アメリカだけふやして

いるということはありません。現

在に百五十本入つておられるのを二十九

年から百二十本にしている。これには今

御指摘のような大使館の圧力等は全然

ありません。アメリカの映画業者は自

分の利害問題ですから、いろいろ言つ

てくることは当然でございますが、こ

れは圧力といったものではない、日

本の業者が陳情するのと同じように陳

情とお考え願ひたい。むしろアメリカ

のそういうふやしてくれという希望と

逆の方向に向つておられる。従つてわれ

わとしては、特にアメリカを優遇して

いるとは思つておられない。特に差別的

にアメリカだけを虐待するということ

は、國際的にいつてもできないという

ことで、現在の制度をやつておられる

であつて、われわれはアメリカに從属し

タリヤ、フランスにもそういうものがあるのではありません。私はやはり日本の映画の海外輸出増進という見地から申しまして、そういうふうな制度を日本でもとったかどうか、こういうふうなふうに思っています。一体政府はこれに對してどういうような考えを持っておられますか。情報文化局長にお尋ねしたいと思います。

○田中(二)政府委員 先ほども申し上げましたように、映画の輸出といいますが、これは単に下ルの面のみでなく、われわれ日本の文化を海外に宣伝普及するという点からも非常に重要視しなければならぬ、かように考えておるのであります。なお先ほど申しましたように、これは日本だけでなく、諸外国も自国映画を海外に出すことにつきましても非常に熱心でございます。幸いよくやうく日本の映画が国際的水準に達して、徐々ではあります、日本の映画が外国の一般の観客にもなれるような道が開けてきたところでございます。

ので、この際も政府の方でも力を入れてこの映画の輸出振興に努力をする必要があるということを考えております。この三月にもイタリアで日本の映画祭が開かれることになっておりますし、また正月ごろにはフランスのパリで日本の映画祭を開くという計画も起っております。ところが、日本の映画関係者の方も日本ではお金持ちでございますが、海外においては外貨の關係等で非常に窮乏なようでございます。従来外務省の出先ではなけなしの金でもってパーティをやったりいろいろな援助を今日までしてきたのであります。しかしいろいろな映画祭に出ていきますと各国は非常に盛大

なパーティをやるとか、ある国は軍艦まで出して映画祭を応援するというふうな力の入れ方でありまして、日本などは全然問題にならないのであります。外務省のわずかな費用ではどういふことができませんので、できずならはイタリア、フランスにあるような何か半官半民のような機関でもできて、どこからかそういう資金をとってきて、これをもって日本映画の輸出に積極的な援助をするということ

ういう機関はなるべく早くやる必要があるのではないかと、ある専門家の意見ではこのままで放任しておいては、おそらく一、二年のうちに再び日本の映画は欧米の市場から姿を消すのではないかと、いふうに心配をされておる向きもあるのではありません。私もこれとは同様の感じを持っております。今御質問になりましたような何らかの機関が早急にできることを非常に強く希望しております。次第でございます。

○大西委員 今無為替の輸入映画のことに触れられましたが、私、ちょっと聞き間違ひかと思ひますが、今のお話で数百年倉庫に残っているというものでしたね。これはどういふ種類のものか、どの辺から持ち帰られたものか残っているのか、これをちょっと聞きたいのです。外国へ行きまして為替なしで贈与されたり、いろいろな形で持ち帰ったものがあるのでしょうか。それが今あなたは数百年と言われたが……

輸入を認めなかったものであります。全部興行用の目的のもので、先ほど申し上げましたように贈与の目的の意味で来たものでは輸入を認めておるわけでありまして。

○大西委員 これは私も具体的な關係があるのですが、外国へ参りましていろいろな種類の映画をたくさんもらって帰る人があるのです。しかし関税が高くて普通の興行用の輸入映画と同じような税金を払わされるから、なかなかこれが受け取れないのです。今のお話のように興行用のものでしたらこれは国内市場を攪乱しませんが、再プリントできない一本だけを持って帰って、それが文化的にもあるいは學術的にも、その他価値の高いものであるにもかかわらず、関税が払われないからいまだに引き取ることができないというものがたくさんあると私は思うのですが、これがどのくらい今税関の方でそのままとまっておりますか、ちょっとお知らせいただきたい。

○山下説明員 ただいまの御質問に該当すると思われるフィルムで、現在保税のままで残っておりますのは約百三十巻でございます。

○大西委員 それはどういふ方面からどういふ人によつて持つて帰られたのか、大体のことがわかりますか。

○山下説明員 本数につきまして詳細な資料を今手元に持つておりませんが、比較的多いと思われるのは日中友好協會または總評關係並びに共産黨に渡航された方が持ち帰られたものが比較的多いようであります。

○大西委員 これの処理の方法ですが、向うへ行って純然たる贈与としてもらつてきたものを普通の関税を払つ

て引き取るということにはちょっとできない。そういうときに營業用のものではないのだから、普通の營業用と同じに関税をかけることをしないで、一つ免除してやるということではやはり文化交流の面からも——十本や二十本なら大したことはないと思いますが、百三十本もあるということになればこれはかなりの問題です。これをいつまでも寝かしておくということはいろいろな面からいって損失が大きいと思ひますから、この点について税関部長、特別の措置を講ずる意思はございませんか。

○山下説明員 お話は為替の方の許可はすでに受けておりまして、関税の關係だけで引き取りが困難であるということだと思ひます。関税は御承知のように物税でありますから、原則といたしまして用途別に関税を免除するということとは行なっておりません。これをどういふ用途にもし免除をすることにいたします。用途別にもし免除をすることにいたしました。入ってくるものが果して興行用のものであるか、あるいは又化的なものであるかということの判断は、実は税関としてはつきにくいというふうな困難な問題ではありますけれども、今のところやはり一律に関税をかけなければならぬというふうな状態になっております。

○大西委員 これは希望ですけれども、こういうものをしやくし定木にいろいろ言うよりはその趣旨を了として、せつかくこまで持つてきたものだから関税を免除して入れるように一つ努力をされたいということをお願いいたします。

それからもう一つ、輸入映画のことにつきましては為替の面から非常に制約があることが論議されました。今岡田君からもそういう面からは非常に検討されるが、内容の面では非常に制限されるので、どうも日本の国策としても思わしくないようなものがあると思ひます。今の委員会などでもだれそれ、芸術家のだれだとかいろいろな名前をあげられましたが、結論といたしましてはやはりくだらぬところの反民主的な反平和的なものがたくさんありますから、大蔵省の外郭団体であるところの輸入委員会、これは機構そのものを検討しないと結果としてはくだらぬ映画ばかりが入つてきておると思ひますが、そういう点について考慮されるお考えがありますか。

○江上説明員 ただいまの映画の質の問題でございますが、現在文化統制を行わない、また現に行えないわけですので、質的な統制というものは全然やっております。従つて悪い映画だつたら禁止するという措置は、これは関税定率法に基づく特に風俗を攪乱するとか、そういうものに該当しない限りは、輸入をとめるという事柄ではないので、あとは映画倫理規程管理委員會で審査して、あまり工合の悪いところは自発的に訂正を求めるといふ程度のことしかできない事情であります。

それから悪い映画が入ることと私の方でやつております優秀映画審査会との關係についても、若干誤解があるようにも思ひますので申し上げておきますが、優秀映画審査会というものは入つてくる映画全部を審査して、この映画がいかに入るとか、この映画は悪いから入れないというためにでき

ておるのじやなくて、現実に入つてしまつた映画のうちでいいものを審査して選ぶ、そのいいものについては、いいものを奨励する意味で、それを入れたい業者には、さらに追加割当をやる、こういう趣旨でありまして、優秀映画審査会の機構を幾ら改革してみても、悪い映画をとめるという目的はない、ただ優秀映画を奨励することによつて、少しでも業者にいい映画を入れる意欲を起させよう、こういう趣旨に出たものであります。

○大西委員 統制がいかにいいこととはつきりわかつております。文化統制があつてはいかぬことはわかりますが、しかし指導はできると思ふのです。ですからそういう言葉の問題じやなしに、実際よくない映画を入れさせないようにはすることは、何も統制はしなくても指導の面では十分やれるだけの実績があると思ふ。実際そういうことをやっているのです。ですから統制はできないけれども云々というようなことは、これはもちろんだけれども、やはり指導の面ではそういうものが入らないようにすることはできると思ふのです。あなた自体としても今のつまらぬ外国映画がいいと思つていないでしよう。そうならば、統制でなくとも指導の面では十分この点は私は今よりも少ししいものに変えることができると思ふのですが、そういう余地はありませんか。

映画でそれが悪い映画かということ、非常に主観的な判断の問題で、これはいいと判断してごほうびをやるということはできるかも知れませんが、これは悪いから入れるなということと言つては、非常に客観的な基準が乏しいために、かりに指導でやるにしてもきつめて困難じやなからうか。それから行政力の限界ということも当然考えなければいけないと思ふ。ただ優秀映画審査制度の影響も一つあると思ふますが、そのほかに現実に国民があまりつまらぬ映画を見なくなつておるといふのが最近の傾向であつて、昔は西部劇さえ入れたら當つたといふことで、業者は入れたら思ふのです。最近はいわゆる優秀映画に當選するような作品が、割に興行成績もいふやうな状態にあると考へておりますので、過去に比べれば、映画も質的にはだんだん悪いものの輸入が少なくなつて、いいものがふえつつある、こういうことは言えるのじやないか。悪いものはなくなつたとはもちろん言えません。悪いものも相当あることは確かでありまして、若干ずつよくなり、究極において国民の娯楽眼が肥えて、そんなものはだれも見に行かないといふならば入れないのです。やはりそれが根本的な問題じやなからうかといふふうに考へます。

○大西委員 どうもあなたのおっしゃる方はずいぶん無責任なことなんで、だれが見ても悪い映画はたくさんあります。主観的な価値判断が違ふといふやうなことは、それは理屈の上では言えますけれども、今われわれがだれが見てもこんな映画はつまらぬといふ映画は、これは主観的な価値判断以上

に、常識的にわかることなんです。だからそういうことに対して統制でなくとも何らかの政治力で、限界があるといつても私はやり得ると思ふのです。それについてでせんとさういふことを離れて、価値判断の主観的な基準が違ふといふことでほうつておかれるといふことになれば、輸入映画の問題についてゆゆしき問題が出てくると思ひます。これは言葉のあげ足取りじやないのですが、十分考へていただかなければならぬ問題じやないかと思ひます。それだけ申し上げます。

○岡田委員 今度は税関部長の方にお伺ひしたいのですが、これは実はきのうだいふ問題になつておつて、外務省の方であまり明確でなかつたので来ていただいたのですが、大使館の館員が見るのに大使館の中へその国の映画を持ってくる。そういう場合には関税定率法の十六条によつて関税をかける、その他の税金もかけないといふことになつてゐるわけですが、その点はわかりませんが、その大使館の館員だけに見せてゐるときはそれでいいかもしれませんが、館員以外すなわち日本の国民に対して最近大使館のフィルムがずいぶん見せられてゐるわけですが、そういう場合には、これはどういふ法律に基いて日本の国内では扱つてゐるのか。それからまたその場合にはどういふ手続が必要なのであるかと、そしてまたそのフィルムを使つたあとで、これはもちろん大使館に返すのだらうと思ふのですが、どういふ手続で返すのか、そういうやうなことはどういふうになつてゐるのか、この点を伺ひたいと思ひます。

○山下説明員 御指摘のように関税定率法第十六条によりまして、本邦にありません外国の公使館並びにそれに準ずる機関の公用品は無税で入れることができることになつております。従いましてその入れましたフィルムをたとへば館外で非営利の目的に上映するといったやうな場合には、税関といつたしまつた公用品のままでそれが使われるという解釈のもとに、許可の申請をさせてそれを認可するという方式によりまして、館外の上映を認めておるわけでありまして、もちろん目的が済みました場合には、またそのフィルムを公使館に戻すといふ手続をとつております。さらにそれをいたしましたことについての事後の報告を徴してあります。

○岡田委員 そうすると、そういう許可の手続といふものはどういふ法律に基いてやるわけなのでございませうか、法律がなければ何か政令か……

○山下説明員 それは別に法律の規定といふものはございせん。法律はあくまで関税定率法十六条であります。公用品といふものをどう認定するかといふ解釈の問題でやつております。

○岡田委員 解釈の扱いとして行政措置としてやられてゐるわけですか。

○山下説明員 そうです。

○岡田委員 そこで伺ひますが、行政措置としてやられてゐる場合に、これはきのうの問題になつたのですが、アメリカ大使館に入れているフィルムについては、事前の許可申請なしにどんどん入つてゐるやうです。ほかの大使館の場合には全部事前の許可を必要として、アメリカ大使館の場合だけは事前の許可なしにどんどん入れて、しかもこれがその後どこへ行つてゐるのか私

はわからないけれども、どうも単に大使館から貸し出して、使つたらそのまま返すのではなくて、たとえば北海道なら北海道の方に貸し出されたまま巡回してしまふといふことで、そのあとでどうなつてゐるかわれわれにはつきりわからないわけです。私のこゝで伺ひたいのは、アメリカの大使館の場合だけが事前の許可を必要としな

いであつたやうな入られ方、そしてあつたやうに出されてゐるといふことはどういふ意味であるか、どうもそれがわからないといふことと、それからある国においては貸し出しの場合にも回数制限を設けてゐるやうです。たとえば十七ヶ所の制限を設けてゐるやうです。そういうやうな制限を設けてゐる国と、アメリカのように無制限になつてゐる国と、一体どういふわけであつたやうな入つてゐるのか、この点を伺ひたいと思ひます。

○山下説明員 あくまで関税定率法十六条に該当する公用品の範囲内であるかどうかの認定の問題であります。これを認定いたしました場合には、過去の文化活動といふものを、実際問題として考慮に入れて考へなければならぬと思ひます。アメリカは、御承知のやうに占領期間中相当広範囲な文化活動をやつておつたわけでありまして、全国に相当たくさん文化センターを設けてやつております。こゝで實際上アメリカの文化映画を相当多量に輸入してやつておつたわけでありまして、今日この公用品の扱いをどこまで広げて解釈するかといふ問題を考へます場合に、アメリカが實際上そういうやうな文化セ

ンターで扱いますものも公用品として認めるということは、過去の事実をある程度尊重していかなければならぬという考えに立ちますと、当然のことと考へております。アメリカについてだけは事前の承認を必要としないという扱いでやっておりますのはいかにも片手落ちのように考へておりますけれども、過去にそういうふうな文化活動が相当広範に行われておったという事実から考へますと、当然のことと私は考へておるのであります。

○岡田委員 それでは今後文化活動をほかの国でそういうふうな積極的に行うという場合も、アメリカの先例にならってやらなければならぬということになると思ふのです。そういうふうにならなければならぬという考えに立ちますが、アメリカの国だけの特例にそういう実績があるから認めるということでは、あとの例としてそういう例になつてくると思ふのです。その点はいかがでございますか。

○山下説明員 あくまで過去にやっております既成事実に基づきまして個別に判断をしいかなければならぬ問題と考へておりますので、今まで全然文化活動を行なつておらなかった国が今後新しくやるという場合には、アメリカを先例としないとは考へております。

○岡田委員 それではアメリカだけを認めてほかの国はどうなつてもいいということになるのです、これは日本の国としてアメリカを特別にそれだけの待遇をしななければならないという事情が私にはわからないということですか。それからあまり時間をかけるといけませんから一括して伺つて参ります。

が、アメリカの文化センターというものの国際法的な、あるいは国内法でもいいですが、法的地位というものはどういふものになるのですか。これはむしろ外務省の方に伺いたいと思ふのです。

○田中(三)政府委員 これはやはり大使館の一部でございます。たとえば日本では……これはちよつと事情がはつきりいたしませんので国際協力局長から御答弁願ひます。

○河崎政府委員 お答えいたします。その前に、昨日岡田委員から御指摘のありました吉田・シーボルド書簡からまず御説明する必要があると思ひます。昨日の吉田・シーボルド書簡と申しますのは、一九五二年、昭和二十七年でございますが、二月十八日付でシーボルドから平和発効後における日米間の外交機関の復活についての書簡でございまして、その内容は、主として占領期間中の総司令部外交部の大使館への切りかえ、それからアメリカにありまふ日本の在外事務所の大使館並びに領事館、総領事館への切りかえについての措置を向うから提示してきたものであります。その中に、アメリカ側として、占領中に総司令部の民間司令部で運営いたしておりましたインフォメーション・センターを今後引き続き運営したいということを示してきておられます。その中で、文化センターでは引き続き占領中と同様に記録映画の映写も認めてもらいたいという点を先方から提示してきておられるのであります。これに對しまして外務省から四月二日付をもちまして返簡が出ておりますが、その中におきまして、文化センターにつきましては先方の提示を受け入れまして、引き続き文化センターを認めることは認める、ただしその文化センターのライブラリーの館員並びにその建物に對しては、外交特権は認めないということをはつきりこちらから申しております。それからさらにその文化センターで配布上映すべき映画につきましては、こちらは全然触れておりません。従ひまして、吉田・シーボルド書簡によりまして先方から申してきましては、あくまでも一方的な先方の希望の表明でありまして、自來平和回復後は大蔵省の税関部とも緊密に連絡いたしまして、大体私の方としましては相互主義によつて映画の上映を許しておるのでございます。

○岡田委員 いわゆる文化センターというものの性格はだいたい明らかになつてきたのですが、文化センターというものは外交特権を認めないということになると、管轄権も認めないということになる。例をあげていえば、文化センターの中に乱闘事件が起つた、そういう場合には、特権、いわゆる管轄権がないものとするならば、日本の警察官が行つてそれを押さへること、逮捕することもできるはずだと私は解釈しておるのだが、こういうような場合の文化センターの法的性格といふものは、これは一体日本の国内法に従ふべきものであるか、アメリカの法律に基くものであるか、その点がどうなつてゐるのか、その点をもう少し伺いたいと思ひます。

○河崎政府委員 外交特権を全然認めておりませんから、すべて日本の国内法に従ひます。

○岡田委員 よくわかりました。

そうすると、税関部長にもう一度お伺ひいたしますが、いわゆる日本の国内法に基く、もつと別の言葉でいへば、在外公館でない、外交特権を持つておらない文化センターから——アメリカのフィルムが文化センターに保管をされて、文化センターから日本の国内に流されて、文化センターに戻つてくるわけです。そうすると、関税定率法から見ると、関税定率違反になるかと私は考へるのだが、この点いかがですか。

○山下説明員 関税定率法十六条の公用品として扱われる範囲をどの程度に認めるかという問題でありまして、必ずしも文化センターが外交機関であるかどうかという問題はこの際問題とすることに足らないと思ひます。文化センターで扱われるものも事実上外交機関の外交文化活動の一部として認めるのかどうかという問題は、過去の実績から判断して適当に処理すべきものと考えます。

○岡田委員 そうすると、たとえば別の例で、ほかの国のフィルムでも、日本の国内法に規律すべき場所にこれを置いてある、そうしてそのフィルム自身が外交特権に基く公用品として扱われているものであるならば、そこに長い間保管されておられるうちに持つて回されてもこれはかまわないというところになりませんか。たとえばカナダの例をあげましょう。カナダじや適當じゃないかと思ひますが、どこか別の国、「ソ連はどうだ」と呼ぶ者あり。ソビエトの国が何かここにセンター——センターというのは単なる名称なんだから、先ほどの解釈によると、日本の

国内法の規定に従つて動かされておるものだから、たとえばアメリカ・センターという名称にすぎないのだ。日本の機関です。日本の建物だ。そういうものにソビエトのものを持つてきて、そうしてその公用品のものをそこをセンターにしてこちらに出す、あちらに出す、そういうことで、これによつて何か月間かここに保存しておく、そうすると、先ほどのあなたの御説明では、関税定率法に基く大使館に属さなければならぬということをやらなくてもいいことになるわけじやありませんか。

○山下説明員 ソ連の場合はちよつと例にながたいかと思ひますが、要するに、公用品として扱われておる範圍内のものであるかどうかの判断の問題であります。これは過去においてアメリカが実際に占領中文化活動としてそれだけのことをやつておつたという実績を認めますと、現在アメリカに関する限りは(一)公用品の扱いとして扱つていくのが適當であらうという判断によるわけでありまして、

○岡田委員 今までは、実は法律問題に關連してなつておるが、あなたの御答弁を終始一貫伺つておると、実績に基いてというお話なのであります。ところがアメリカだけが最もすぐれた文化を持つてゐる国じやない。これはあなたにもおわかりの通りです。そうするとイギリスやフランスやイタリアなんかは、現実に御承知のように日本と文化協定まで結んでゐる。こういう文化協定を結んでゐる国に對してはそういう扱いをしないで、アメリカだけはこれを認めるということになると、これは日本の国内政策として明らかに片手

落ちだと思ふ。もしそういうような政策が実際に実行されるのであるとするならば、イギリスに対しても、あるいは文化協定を結んでいるイタリヤ、フランスあるいはその他の国に対しても、アメリカと同様の待遇を与えることが必要なことだし、ほかの国から見ると私はおかしいと思ふ。だからアメリカの従属国だといわれるのです。アメリカだけに従来実績を認めて文化センターをどんどん利用させる、ところがほかの国の場合はそれを認めない、今までの実績があるのだからそういうものは認めないという先ほどのお話だとするならば、日本のやり方はおかしい、アメリカ一辺倒だ、こういうことになってくると思ふのです。こういう点は一体どういうふうにお考えになるのですか。そういうやり方について改められるお考えがあるのかどうか、こういう点も一つお聞かせ願ひたいと思ふのです。アメリカの方式をやめさせるのか、アメリカ並みに全部やらせるのか、こういう点不公平な態度をとらない方が、日本の政府として、税関部長としてもそれがいいのではないかと思ふのだが、今後の方針をも兼ねてはつきり伺つておきたいと思ひます。

○山下説明員 なるべく文化のすぐれた国との間に現在文化交流をはかつていきたいというのが政府の方針でございますが、たとえばフランスとの間には日仏文化協定というものがありまして、フランスの映画は、ある特定の施設において上映されます。非営利的なフィルムにつきましては、事前の承認を要しないというような扱いをいたしております。すべて国によりまして、そういうふうな協定に基いて今後の文

化の交流をはかつていきたいというのが政府の方針であります。

○岡田委員 これで終わりますが、先ほどの在外公館の法的な地位の問題に關連して、これは島津さんに伺つた方がいゝと思ふのだが、大使館、公使館、総領事館、領事館、これらはもちろん在外公館なのですが、国連關係の各機関、たとえばユネスコとかそういうものの事務所がこちらにあります。こういうものは法的にはどういう地位になるのですか、この点を最後に伺つておきたい。

○河崎政府委員 官房長にかかりまして御説明申し上げます。現在日本にありまして国連機關の事務所は、国連朝鮮救済機關の東京事務所と、それから国際労働機關の東京支局というのがございます。これは国連との協定によりまして、大体大使館に準ずる特権を与えております。

○岡田委員 外交特権はあるのですか、ないのですか。

○河崎政府委員 在外公館に準ずる特権を与えております。

○前尾委員 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案について、他に御質疑はありますか。

御質疑がなければ、これにて本案に關する質疑は終了いたしました。

別に討論もないようでありまして、直ちに採決いたします。

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

○異議なしと呼ぶ者あり

○前尾委員長 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決いたします。

しました。

なお本案に關する報告書の作成につきましては委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○異議なしと呼ぶ者あり

○前尾委員長 御異議がなければさよう決定いたします。

○前尾委員 長 これより國際情勢等に關する件について前会の続きの質疑を許します。穂積七郎君。

○穂積委員 主として船田防衛庁長官にお尋ねいたしますが、問題は主としてたゞいま日本とアメリカの間で結ばれてゐる日米技術協定についてでございます。長官はきょう當委員會に初めて御出席です。さういふと今までの経過を申し上げておきますが、これはすでに草案ができてアメリカ側の承諾を求める段階にまで行つておるわけですから、アメリカ側の承諾がありま

すならば、ほとんど協定締結はもう既定の事実となつて參つておるわけですから、そこで前の本委員會におきましてこれに關する外務省のお考えを伺ひ、同時に防衛庁長官のお考えを伺ひたいと思つたのだが、重光外務大臣は病氣中で欠席されました。あなたも他の委員會の先約があつて出られないということとで今日になつたわけでありまして、そこでまず第一にお尋ねいたしますが、今度の協定は、言うまでもなく先般日米間で結びましたMSA協定第四條によつて、日本政府がアメリカ側に要請をしてこの協定を結ぶに至つたと思ふ。この協定が結ばれることによつて日本の再軍備計画はさう前進をいたしましたして、さうして高度な攻撃性を

持った武器を受け入れ、または自作をすることになると思ふのです。さらにもう一つ重要なことは、これによつて日本のあなたの率いるところの軍隊は、アメリカ軍の一そのの従属性を強化することになるわけでありまして、同時にこの協定が国内法に及ぼす影響も考へておかなければなりませんから、さういふことで実はお尋ねをして防衛庁當局のお考え方を明確にしたいと思ふ。これが私の質問の趣旨です。それから、あらかじめお含みの上で逐次お答えをいただきたいのです。

そこでさういふ内容を持った協定を、しかも日本政府の要請によつてお結びになりました責任當局である防衛庁側から、その理由と、それから内容についてまず第一に説明をしていただきたい。

○船田國務大臣 たゞいまの穂積委員御質問のことでございますが、日米技術協定につきましても目下御承知の通り交渉中になっておりました。この詳しい内容についてはまだ申し上げる段階に達していません。しかしこの協定が締結されれば、特許権及び技術上の知識の保護及びその秘密の保持が保障されることになると思われます。で、相当広範囲にわたつて技術上の援助を受けることが期待されると存じます。しかし具体的にどういふものが導入されるかということにつきましては、今後兩國政府の間において交渉されて、その上できまることがありますので、今まだそれについて申し上げる段階には達していません。

○穂積委員 船田長官の答弁に對する態度についてちよつと申し上げておきますが、実はこの協定は、日本側はその万事を承諾いたしました草案がすでに

向う側に回されて、向う側が了承するならば、それがほぼ協定になるというところ、この協定交渉に當つた窓口の外務省の報告でございます。従つて未確定であるからまだ答えられないとか、あるいはまた協定が結ばれた後に云々というふうなことをおっしゃらないで、われわれが仄聞しておるところによつて全文十カ条で、非常に簡潔なものによつてございまして、従つてもう少し率直明快に答えたいと思ひます。これはちよつと御注意を申し上げておきます。外務省がもうすでにほぼ協定のものとしてゐるやうな態度で明らかに答弁に應ぜられようとしておるときに、あなたが未確定だからわからぬということでお答えにならぬのは、政府のためにもなりませんし、国会の審議にも大事なことであります。さういふ態度を改めていただきたい。

それではちよつとお尋ねいたしますが、この協定によつて、言うまでもなく、今長官のおっしゃつたやうに、従来日本の軍隊が持つておりました武器以上の技術または高度な武器を受け入れられたり、あるいはまた自作されて装備されるわけですが、さういふことになると、あなたが持つておられるところの日本の防衛計画といふものは、六カ年計画と關連するわけですか。そこで私は、この防衛六カ年計画の具体的な内容を一々この委員會で説明しろとは申しませんが、この外務委員會として關連のある問題についてあなたの考え方を伺ひたい。

というのは、およそ日本だけではなくて、いずれの國にいたしましても、一國の防衛計画を立てます場合には、

その国の立つておる国際情勢、もっとも具体的に申しますならば、そのときの仮想敵国といふか、そういうものがなければ防衛計画というものは立てられないし、こういう協定を結ぶ要請をすることにはならぬと思う。この要請というのは、防衛計画六カ年計画が何カ年計画か知らないが、とにかく防衛力を質的にまたは量的に増強していくとする計画の一環にすぎないわけですから、だからそういうことになりまして、船田長官が長官に就任されました以来、われわれはまだあなたのお考えをこの委員会では伺っておらぬものだから、伺っておきたいと思うのだけれども、一体どういう仮想敵国といふか情勢判断のもとにこういう計画を立てになるのか、計画の基礎になる情勢判断についてまずお尋ねしたいと思うのです。

○船田国務大臣 まずお断わりを申し上げておきますが、先ほど私が申し上げたことは、特に両国間において技術協定が進んでおり、その内容について交渉がある程度にきまっております、その内容についてことさらに私が秘密にしておるというようにおとりになったようでございますが、先ほども申し上げましたように、これはまだ交渉中でございますまして、その内容が確定しておるわけではございませんし、ことにどういふ方針を……（穂積委員「日本側の方針は確定したでしょう」と呼ぶ）目標として協定を結ぶようになったのかという、その具体的な内容等については、今のところまだ全く何にもきまっておらないのであります。その点はあらためてまた念のために申し上げておきます。

ただいま穂積委員から御質問になりました、今の国際情勢に対して、防衛の責任者としてどう考えるか、こういうことでございますが、これは専門家の穂積委員の方が十分それらについて御了承になっておられることと思ひますが、私といたしましては、外務大臣が当国会におきまして、あるいは各種の委員会におきまして皆さんに申し上げておりますような国際情勢を前提として、防衛の計画をいたしておるわけでありまして、すなわち今日の国際情勢をどう見るか、あるいは仮想敵国をどこに置いておるか、こういうのであります。防衛の責任者としての私は、仮想敵国とかいうようなものは今持っておりません。しかし今日の国際情勢をどう見るかと云われまると、結論的に申し上げますれば、今日の国際情勢は、なるほど一方においては原水爆をもつて第三次世界大戦というやうなものがにわかには起るとは考えておりません。またそういうやうな予想の上に立つて防衛計画はいたしておるのではありません。しかし、さ

うが、その当時におきましては、国際情勢は相当緩和されるやうな印象を与えております。しかし昨年の後半に入りまして、それは必ずしもその通りに進行はいたしておりませんので、いわゆるジュネーヴ精神というものがそのまゝ実現する、すなわち世界の緊張が非常に緩和されたという判断には立つわけに参らぬと存じます。

ことに最近の共産党の大会等における首魁者の言説をつぶさに読んでみますと、なるほど一方においては非常に緩和されたやうに見えます。ことに今まで敵視しておったところの社会民主主義とも協力していこうというやうなことを申し、あるいはスターリンの独裁制を非難するといふやうなことも出ております。しかしこれは穂積委員もすでに十分御承知のことと思いますが、過去三十八年のソ連の歴史等から見ましても、常にソ連は一步退却二歩前進、あるいはジグザグ・コースをとる、こういうことでありまして、時によつて戦略を変えております。しかしその一貫した流れを見ますと、どうしてもやはり世界が共産主義にならなければ平和が来ないんだというやうな考え方は一貫して流れておるやうであります。でありますから、そういう情勢もよく見きわめまして、そして今日の国際情勢は、なるほど一方においては緩和されつつあるやうであるけれども、しかし部分戦争なり、あるいは冷戦が全く終息して東西の対立がなくなつたというやうに判断はできません。そして今までの朝鮮戦争なりあるいはマレー半島なりその他の諸国における事実を見ましたときにおきましては、わが国において真実状態を作らぬやうに

するといふことがきわめて大切であると存じます。従つて去る十一月十五日の自由民主党が結成されましたときに、この国際情勢に對処して、わが国の国力及び国情に沿つて最小限度の自衛体制を整備する、そしてでき得べくんばこれによりまして、外国駐留軍の撤退に備えていく、こういう方針を打ち出し、また第三次鳩山内閣におきまして、その方針に従ひまして防衛計画を考へ、三十一年度の予算にもその考え方を具現するために予算の要求を申し上げておる、こういうやうな状況でございます。

○穂積委員 今船田長官のお話を伺つておきますと、私が質問いたしました、日本の防衛計画は一体どこを仮想敵国として立てておるのだ——これは常識的な質問なのです。おおよそ一國の軍備を立てます場合には、世界のすべての國が同時にわが國を侵略してくるか、あるいは極端なことを言えば地が裂けて天が降ってくるかもしれないやうなことを心配して、それに對してすべて安全だといふやうなことで計画を立てるのではないわけでございます。仮想敵国といふものが必ずあつて、そしてその仮想敵国の動きに對する情勢の判断をしながら、そのときの計画を逐次立てていくべきなんです。だから仮想敵國がなくて再軍備なんといふものはあるはずがない。だからそれを伺つて、あなたは逃げて仮想敵國は持つておらないのだと言われ、持つていないと言いがなら、説明をだんだん聞いておると、結局あなたは言葉の中に出てきたのは、ソビエトは世界共産主義革命を暴力、武力をもつてやるのだという方針は捨ててい

ないのだと思つていふことで、語るに落ちるといふか、ソビエトまたは共産主義諸國の直接侵略といふものを仮想敵國として日本の再軍備計画を立てられておる、客觀的にいってこういうふうには印象を受けざるを得ないのです。あなたは最近のソビエト共産黨の大会における平和方針といふものは、一時的戦略にすぎないのだといふふうにお考えになっておられると思ひますが、それでは具体的にどうお尋ねいたします。中国、ソビエトをまず第一對象としてみたいと思ひますが、時間がありま

い。というのは、その國が暴力、武力をもつて他國を侵略するかしらないかというところは、その國の國民が主觀的に平和を愛しているかどうか、またその國の指導者がその時期に平和政策をとつておるかおらぬかといふことだけによつて、必ずしもその國の方針といふものを確定的に判断するわけにはいかない。その裏づけになるものは、その國の經濟建設設計だと思ひます。經濟並びに國民生活の事情に對する判断がなくてはならない。たとえば日本とかドイツのように領土が狭く資源が少く人口が過剰であつて、従つてその失業問題なり生活問題を確保するために、一方の道は平和な貿易政策を進めていく、他の方はもつと手つと早く武力をもつて他國の經濟圏を自分の手中におさめていく、こういう状態に立たされておる國は、少くとも客觀的に見て、五〇％は戦争を好む客觀性を持つておると思ひます。ところが過去の日本の歴史は、その場合において平和な貿易政策をとらずして、武力による大陸進出なり南方進出といふ

ものを考えたわけですね。ところが今のあなたが仮想敵国としておられるところのソビエト並びに中国は、その指導者が平和外交政策を打ち出しておられるというだけでなく、またその国の国民大衆の諸君が平和を愛しておられる。むしろ軍事費を少なくし、建設費または社会保障費を多くすることが、われわれの今日、明日の生活を豊かにしめるのだというふうな理解、つかみ方において平和を希望しておられる。そういう点だけではなくて、さらにその国の経済が、今言いましたように、他国を侵略する必要があるかないかというふうな客観性をもつて見なければならぬと思うのです。そのときにソビエト、中国の諸君は、何も武力をもつて、そうして人を使って成功するかもしれないかわからない——たとえば成功したとしても、日本のような経済圏を握ったところか、むしろ持ち出しの方が多くいるという状態なんだ。そういう状態であって、国内の労働資源並びにその産業開発の計画を見ますと、そういう努力と何の危険もなく百パーセント国民生活を引き上げ、経済の独立をもっと増していく、そういう可能性のある国でございます。従いまして、中国、ソビエトに対する認識というものが、日本の防衛計画なり、あなたのこれから結ばれようとしておられる日米協定につながってくるわけですね。実は昨年、向うの最高会議の招待によってわれわれ国会議員が、両院、自由党から共産党まですべて含んで一緒にあの国を視察し、一緒に話し合いをいたしました。その結果、これらの諸君は、すべて中国、ソ

ビエトの計画の実際と世論の動向を見て、これが日本に向って直接侵略してくることは考えられない、そういう考えを持つことはかえって時代におくれるものである、そういう政策をとらないで、むしろこれらの国と早く貿易を伸ばすことが急務であるという認識を持って皆帰られたわけですね。これはわれわれ革新政界の議員だけの認識ではございませんでした。この認識に対して長官はどういうお考えを持っておられるか。それでもなおかつ信用するわけにはいかぬ、侵略性を持つておられること、これに对应するものとして、これを仮想敵国とする再軍備強化をされようとするのかどうか、その中国、ソビエトに対するあなたの認識を一つ伺いたい。

○船田国務大臣 私は今ここで穂積委員との問題について論議しようなどということを考えてはおりません。しかし、過去の朝鮮における戦争なりその他の区域における部分戦争の実際を無視するわけには参りません。従いまして、わが方といたしましては、日本の平和と独立を守り国土の防衛をするために、最小限度の自衛体制を整備いたしたい、いたさなければならぬ、かような考え方をもちて計画を立てて、それを着々実施いたしつつあるわけでありませう。

○穂積委員 朝鮮戦争もヴェトナム戦争も済んだのです。あなたは昨年のジュネーブ会議では何らなかったというが、しかし今の朝鮮戦争なりヴェトナム戦争はもう現実に終結しているのです。重光さんがいわれる方針だと言われるが、昨年の夏からこれらの戦争がまた勃発するような情勢をお考えになつておられるのですか。そういうことで日本の防衛計画を立てておられるのか。朝鮮戦争の出たから伺いたいのだが、朝鮮戦争は終つておりますよ。「台湾戦争」と呼ぶ者あり。台湾戦争のごときも、言うことがなくて、自由党なり保守党の諸君は国民に向つて欺瞞的に説明しておられるのですが、これらのものはすでに和平解決の方向へ着々と進んでおるじゃないか。朝鮮戦争がまた勃発するといふ方針に立つて日本の防衛計画一切をお立てになつておられるのですか、どういふことでしょうか。

○船田国務大臣 私は、平和は口先だけでは実現はできないと思います。私の考えでは、日本においていわれる無防備中立論はなかなかあり得ないと考えております。わが国といたしましては、どうしても平和と独立を守り国土の防衛をするということは、これはどうしてもある程度の實力を持たなければできない、またそれを立てていくことが、この今日の国際情勢を見ていく場合におきまして必要なことである、かように考えておるのであります。先ほども申し上げておりますように、今特殊の国を仮想敵国などとは考えておりません。しかし国際情勢というものは十分見て、それに対処し得る防衛体制を整備していきたい、かように考えておるわけでありませう。

○穂積委員 もう少し私の質問に対して具体的に、良心的にお答えがいただきたいのです。そういう抽象的な言葉ばかりじゃなくて、具体的に伺つておるのです。きょうは、この日米技術協定は、より高度な、より攻撃性を持った武器を作つたり、入れたりしようとする計画を持つておられるから、そういうことと具体的に結びつけて私は伺つておるのです。あなたのおっしゃることになれば、朝鮮戦争が中国、ソビエトの示唆によって再び起つてくる、または台湾戦争が起きるかも知れぬ、そういうふうな情勢判断を立てておられるのかと言つて聞いておるのですから、それに対して具体的に答えをいただきたいのですよ。朝鮮、台湾問題に対するあなたの認識ですね。それに対する中、ソビエトの態度がそういうことであるとするならば、どこにそういう事実がありませうか。これを教唆して戦争を勃発せしめんとする動きがある……。具体的にもう少し説明していただきたいのです。

○船田国務大臣 国際情勢を見、ことに極東の情勢を見た場合におきまして、私は部分戦争なり冷戦が金く将来も起らないという判断には立ち得ないと思ひます。従いましてわが国の国力及び国情に相応する防衛体制を整備することは必要なりと確信をいたしまして、そのために計画を立て、着々これを実施いたさんとしておるのであります。

○穂積委員 きっぱりお答えにならない。それではちよつとまた前に戻して伺ひますが、中国、ソビエトの侵略性というものを認めないわけですか、お考えになつておられるわけですか、それを伺ひたい。

○船田国務大臣 この場合、ソ連や中共については私が自己の私見を申し述べたことは差し控へたいと存じます。

○穂積委員 それに対する基本的な考え方がきまらずして、防衛計画というものは立たないと私は思うのです。こんな協定を結ぶ必要は生じてこないと思ふのです。理由がまことに薄弱だと思ふのです。そういう意味でお尋ねしておるのです。だから中国、ソビエトの侵略性の問題についてもう少し具体的に伺ひたい。あなたは外交問題については外務大臣の判断に従うということですから、それでは外務省の意見に従うというなら外務省にお尋ねいたします。先ほど私は具体的に三點申し上げた。第一はソビエト、中国の指導者の諸君の平和外交方針、第二は世論、第三はその国の経済の実際、こういう点を大まかに申し上げた。その侵略性を考えて、今非常な無理をした憲法改悪をしよつたり、再軍備を強行しようとしたりする、そして同時に国民生活を圧迫しようとするような計画を立てておられる。先ほどからも本委員会において論議されたのだが、憲法で認められておられる——あなたは、防衛庁の軍部の本部なんというどえらいものができて、平和外交をやろうという外務省の建物も全然できておられる、焼け野原ではたらかされておられるというふうな政策をとつておられるわけですが、そういうことに矛盾を感じておられるかどうか。外務省の認識を伺ひたいのです。きょうは大臣がおられぬから、政務次官は一つ外務省を代表してお答えいただきたいのです。質問の要点は、中国、ソビエトの侵略性についてです。

○森下政府委員 今日の情勢はきわめて複雑でありまして、今ここで私が申し上げるわけには参りません。

○穂積委員 それじゃめくらめっぽうに再軍備しておるといふことですか、そういうことになりませうね。めく

らめつほうで再軍備をしておる、すなわちアメリカの要求によつて再軍備をしておる、日本の自主的な判断ではない、そう理解してよろしうございませうか。

○船田国務大臣 先ほど来たたびに申し上げておりますように、私もは国際情勢の判断において部分戦争なりあるいは冷戦なりというものは、今後絶対に起らないとは判断がまだできません。そうして過去の歴史を見ますと、真空状態になったところに侵略が起きてきておるのであります。その侵略の名前が解放であろうと何であろうと、これは侵略の事実が起つてきておるのであります。従いまして私もはその真空状態にならぬように、国力、国情に相応する最小限度の防衛体制を整備するというのが必要なりという考え方に立つておるわけであります。

○總務委員 侵略戦争の事実を言われたから、ちよつと念のために、あとの討論のために前もって伺つておきたいが、満州戦争以来の十五年間の戦争は侵略戦争と認めておられますか、自衛戦争と認めておられますか、どちらですか。事実に従つてお尋ねします。

○船田国務大臣 過去の歴史につきまして日本のやつたことが全部悪いというふうな考え方は私はいたしておりません。

○總務委員 いい悪いの問題ではなくて、あなたの言う侵略戦争であるかどうかというのを聞いています。あなたは今まで侵略的な戦争が随所に起きたという歴史的事実をおあげになった。南北朝鮮問題もその一つの場合におあげになる。やがて台湾の問題も与党の諸君は考へておられるよう

す。だから聞いておくのです。過去の事実について言うのです。あなたが侵略戦争が過去の歴史において行われたというときに、満州戦争から大東亜戦争までの戦争は、あなたの言う侵略戦争とお考えになっておられるかどうか、それをちよつと伺つておきたい。

○船田国務大臣 私は先ほど申し上げましたように、日本の過去においてやつたことが全部悪いなどは考へておりません。

○總務委員 それはなほまだ私は遺憾なことであつて、人の戦争を侵略戦争と認めて、自分の戦争の場合にはこの戦争は侵略戦争である、この戦争は侵略戦争でないというふうな規定できなくて、侵略戦争とかそうでない戦争というふうなあなたは言葉をお使いになつても、それでは私もは理解するわけには参りません。ですから朝鮮戦争は北朝鮮の侵略があり、それで満州戦争から終戦までの戦争は一体侵略戦争であつたかないか、そのくらいのこと

は私は答へていただくと思う。どういふことでしょうか。

○船田国務大臣 先ほど来たたびに答へ申し上げておる通りでありまして、それは歴史家が公正な判断をすることと思ひます。

○總務委員 それはあなたの態度はまことに国会を無視される態度であつて、軍部独断的な態度ですよ。そういうことでは、今までのアメリカ一辺倒といわれた外務省の外務大臣ですらそういう答へをしたことはございませぬ。そういう態度を政府がおとりになるなら、今後この委員会におけるいろいろな審議はできなくなります。御所感はいかがでございませうか、長官

にお尋ねいたします。

○船田国務大臣 われわれは国力及び国情に相応する最小限度の自衛体制を整えて、そうして過去において侵略というふうなことの起つた歴史にかんがみまして、そういうことのないようにしていきたいと思います。これは何もアメリカから要請されたものでもなく、日本のために日本の国土を守つていくことは、われわれの手によつてやっています。い、そういう考へ方で計画を立てておるわけでありませう。

○總務委員 自衛戦争であるか侵略戦争であるかということとは非常に大事なことですよ。またその国の軍隊が単なる自衛のための軍隊であるのか、侵略性を持った軍隊であるのか、これも大事なことなんです。両方とも関連した問題です。その問題を私は今の長官の答へでは納得するわけには参りませぬ。ですからあとで日本の軍隊の性格を論ずるときに重ねてお尋ねいたします。

次に仮想敵国の問題についてちよつとお尋ねするが、その戦争の可能性について、あなたは共産主義または社会主義国の侵略性について盛んにお触れになりましたが、帝国主義の侵略性についてはどういふふうにお考へになつておられるか。アメリカが今実は国際情勢の判断等についても、ことさらに戦争直前の情勢判断をされたり、またその国の経済を見ましても、領土は広く、資源は豊かで、技術も資本も高度なものでございませうが、その国の経済はかつてモンロー主義を要当ならしめたような国内の自給自足経済ではもうすでにできなくなつておる。前の戦争以来、世界経済の上に立たなければ

アメリカ経済は非常に危険な状態になつておる。これは言うまでもないこととてございませう。これは社会主義の計画経済を持つ国とは全然その性質が異なつて、単に資本が多いとか、技術が高いつか、物がたくさんできるとか、そういうふうなことによつて、その国の経済の将来を判断するわけにはいかないのであつて、私はむしろその国の生産体制そのものが非常に不安定の状態の上に置かれておると思ひます。

いわば帝国主義的な経済政策をとらうとする自身、それを修正しなければ世界の戦争の危険というものはなくなるなと思ひます。そういう意味で一体アメリカ経済を、あなたは今軍隊を指揮しておられますが、それよりはむしろこの経済情勢についてより勉強しておられるはずですから、アメリカの経済のそういう国際経済への進出計画なり進出性について、一体どういふふうにお考へになつておられるか。

私は、戦争の可能性、危険性があるかないかということとは、むしろその国の指導者が使つておる言葉にあるのじやなくて、その国の経済の実態の中にあると思ひます。日本並びにアメリカのことを聞きたいのだが、日本のことは後に伺ひます。アメリカについてのあなたの認識を聞かしていただきたい。

○船田国務大臣 アメリカが自己の国の経済情勢からして、他国を侵略するやうな危険があるかというやうな御意見でございませうが、それは私はさうには考へておりません。

○總務委員 これはせつかくお尋ねしたいと思つても黙してお答へにならぬのだから、さつぱりどうも要を得ない、はなはだ遺憾の意を表せざるを得ない、

ですから重光外務大臣がやがて病氣がなつたら、一べん今の国際情勢の判断等について、二人並べてお尋ねしたいと思つておりますから、留保いたしておきます。

次にお尋ねしたいのは、今度の協定に従つて入れようとしておる技術並びに武器はどういうものでございませうか。今までのところ予備討議をなさり、または目前の計画をお持ちになつておられると思ひますが、それを明らかにしていただきたいと思ひます。

○船田国務大臣 これにつきましては、先ほど申し上げましたように、まだ両国間において交渉をいたしておる段階でございまして、具体的にどういふものを入れるかというところについては、まだ具体的に何もきまつたものはないと思ひます。

○總務委員 話し合いがきまつておるかというのではなくて、日本の計画と方針を聞いておるのですよ。これは勘違いしないようにしていただきたい。話がきまつたかどうかということをお聞ひしておるのではない。これは当事者である長官に申し上げるまでもなく、MSA協定によつて受動的に結ばなければならぬ。義務づけられた協定とは違ひます。第四条を認めれば、諒解で字のごとく明瞭でございませうが、いずれか一方の国が要請したときとなつておる。従つて日本の要請に従つてこれが行われたと思ひます。そうなるなら、要請をする以上は、具体的にこのやうなものを入れる必要がある、現在の段階からもう一歩高度な武器、高度な技術を入れる必要がある、そのためにはどういふものこの協定を結ばなければならぬといふ現実の要求に従つて話が出てきたと

思うのです。これは当然なことだと思
う。話がどうきまつたかということ
を聞いておるのではなくて、どうい
うな方針でこういうことを要請され
、話を進められておるかということ
を聞いておるのです。これはあなたの腹
の中にあることですから、何もアメリ
カに聞いたりする必要はない。お答え
をいただきたいと思ひます。

○船田国務大臣 わが国の防衛体制を
整備する上においては、この協定がで
きまして、アメリカから技術上の知識
の供与を受けるということは、非常にわ
が国の防衛体制整備の上に必要であ
り、適當である、かように考えるので
あります。具体的にどういふものを
入れるかということは、先ほど来申し
上げておりますように、協定そのもの
の交渉中でありまして、具体的にはま
だ何もきまつておらない実情であり
ます。

○穂積委員 それはちよつと話がおか
しいと思うのです。さつきから私は
説明を加えながら質問をしておるの
ですが、協定を結ぶ以上は、具体的に
たえばこういう武器、こういう技術
を必要とするところまでいかぬ
にしても、どういう方面の技術が必要
だというような大体的構想がなく
、この協定を要請する理由はないと思
う。そんなばく然とした理由によつ
て、こういう協定を結ぶことを要請さ
れたわけでしょうか。

○船田国務大臣 この協定そのものが
交渉中でございます。どういう兵
器、あるいはそれについての技術の知
識を入れるかということにつきましては
、全くまだきまつておりません。
○穂積委員 そんな答弁はないと思

のです。それじゃ逆にお尋ねいたし
ましょう。現在日本が持つておる武器
または技術が、これでは足りないと思
うから協定を結んで、新しいものを入
れようとしておるわけでしょうか。一
体どういう点に対して不足を感じてお
るのですか。日本の現在の武器または技
術のどういふ点において不足を感じて
おるのですか、適説的にお尋ねいたし
ましょう。

○船田国務大臣 とにかく日本には十
年間の空白があるのでありますから、
艦船にいたしましても、飛行機にいた
しましても、あるいはその他の地上兵
器、火器一切につきましても、わが国
の技術は相當に低下いたしてござい
ます。また全く技術のないものもござ
います。従ひましてどの方面にと言われ
れば、あらゆる方面にお答えするより
ほかないわけでありまして、あらゆる
方面において進んだ技術の知識を導入
するということは、わが国の防衛体制
を整備する上においてきわめて大切な
ことと考へます。

○穂積委員 それじゃちよつと答弁に
ならないと思ひます。(軍事の機
密は漏らせぬよ)と呼ぶ者あり)今、
軍の機密という発言があつて、まさに
語るに落ちた感じがするのですが、こ
ういふことは国会において発表できな
いのですか、どういふ理由で発表でき
ないのでしょうか。

○船田国務大臣 ことさらに秘密にし
なければならぬから発表しないとい
うのはございせん。これは政府とし
ての具体的な政策としてまだきまつ
ておりませんから、そういう無責任な
ことは申し上げかねるという意味にお
きまして、申し上げないのであり

ます。

○穂積委員 そういう御答弁では、す
べて私は納得するわけにはいかないの
です。この協定を秘密主義、黙して語
らずということと結ばれてお通しにな
ろうとしてもそれは無理でございま
すから、前もって申し上げておきま
す。

この協定がこの委員会に上程された場
合に、そういうふうに黙して語らず、
多数をもつて何でもかでも通せとい
うような納得のいかぬ態度で政府が臨
まれるなら、われわれはそういうもの
に対しては、国会の権威にかけてそう
いふ審議、採決を通すわけには参りま
せん。前もって申し上げておきたい
と思ひます。しかもきようは委員長
からもお話をあつて、時間がな
いからと質問を留保しておきま
すが、あと二点だけ一括してお尋ね
したい。

第一点は、原子力に關する技術はこ
の協定に含まれないということですが、
そういうことは原子力または原子兵
器に關する問題に觸れないということ
を明文の中にお書きになるおつもり
でございますか、それが一点。
○船田国務大臣 ただいま穂積委員
のお話の通りにいたすつもりで
あります。

○穂積委員 もう一つ重要な点は、こ
れを受け入れた場合に、今までMSA
協定によつて受け入れた武器につ
いては、アメリカの指定する秘密は保
持しなければならぬという秘密保護
法がございせん。当然今度さらに高
度の武器を入れるというになれば、
その秘密の問題がさらに拡大されて
いくと思ひますが、そういう場合に
は、国内でMSA協定に伴う秘密保
護法しかないので、それ以外の秘密
保護法を

制定されるつもりがあるかどうか、
そのことをはっきり伺つておきたい
と思ひます。

○船田国務大臣 ただいま御質問の
点は、今までのMSA秘密保護法で
参るつもりでございまして、特にこ
れを拡張するというような考へ方は
持つておりません。

なお一言お断わり申し上げておき
ますが、私はことさらに言うべきこと
を言わないというようなことはござ
いせん。あらゆることを申し上げて
おるつもりでございまして、ただ意
見の違ふところはございまして、そ
の点は御了承願ひます。

○穂積委員 時間がありませんから、
私は質問を留保しておきます。

○前尾委員長 次回は公報をもつて
お知らせします。

本日はこれにて散会いたします。
午後一時三分散会

〔参考〕
在外公館の名称及び位置を定める法
律等の一部を改正する法律案(内閣
提出)に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕